

議案第148号

宝塚市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年(2016年)11月15日提出

宝塚市長 中川 智子

宝塚市条例第 号

宝塚市職員定数条例の一部を改正する条例

宝塚市職員定数条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「農業委員会、公平委員会」を「公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会」に改め、「事務部局に」の次に「属する」を、「除く。」の次に「以下「常時勤務職員」という。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める地方公務員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を加える。

第2条各号列記以外の部分を次のように改める。

職員の定数は、常時勤務職員数と再任用短時間勤務職員数の合計とし、次に掲げるとおりとする。ただし、再任用短時間勤務職員数は、再任用短時間勤務職員の1週間当たりの正規の勤務時間を各号ごとに合計した数を常時勤務職員の1週間当たりの正規の勤務時間数で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)とする。

第2条第1号中「1, 138人」を「1, 065人」に改め、同条第3号中「9人」を「10人」に改め、同条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 公平委員会の事務部局の職員 7人

(6) 農業委員会の事務部局の職員 5人

第2条第10号を同条第11号とし、同条第9号中「155人」を「140人」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「230人」を「260人」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「400人」を「295人」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 固定資産評価審査委員会の事務部局の職員 7人

第3条中「前条各号」を「第2条各号」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(定数外職員)

第3条 次に掲げる職員は、前条に規定する定数に含まないものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により派遣されている職員
- (2) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされている職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
- (4) 宝塚市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成22年条例第7号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員
- (5) 宝塚市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第43号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員
- (6) 宝塚市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年条例第11号）第2条第1項の規定により派遣されている職員

2 前項各号に掲げる職員がその職務に復帰した場合におけるその復帰した職員は、その復帰した日の属する年度の末日までの間は、前条に規定する定数に含まないものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。